

令和3年第4回 階上町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月12日（月）午後2時15分から午後2時52分

2. 開催場所 階上町役場 3階 委員会室

3. 出席委員（8人）

	1番	坂	政	和
	2番	笹山	勝彦	
	3番	荒道	秀雄	
	4番	鹿原	仁	
	7番	浜谷	秀雄	
	9番	久保	雅庸	
	11番	郷州	公典	
会長職務代理者	13番	横道	文男	

4. 欠席委員（6人）

	5番	堰合	とし	
	6番	阿部	範彦	
	8番	長根	義則	
	10番	中城	司	
	12番	土橋	剛	
会長	14番	百目木	憲一	

5. 出席農地利用最適化推進委員（2人）

石鉢地区	森	正浩
道仏地区	糸坪	岩雄

6. 欠席推進委員（7人）

鳥屋部地区	堰合	繁
金山沢地区	向井	成男
田代地区	水合	達徳
登切地区	清水頭	保孝
赤保内地区	桑原	英世
大蛇地区	上山	清治
小舟渡地区	平戸	三雄

7. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について
- 第4 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理
について
- 第5 議案第9号 階上町農業委員会事務局職員の任免について
- 第6 議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の
許可について
- 第7 議案第11号 農用地利用集積計画の決定について

8. 農業委員会事務局職員

参事(事務局長)	引敷林 広 貴
総括主幹(事務局次長)	森 淳
総括主幹	境 祥 子
主査	小 守 陽 貴
主事	西 琢 朗

9. 総会の概要

議 長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員 8 名、推進委員 2 名です。農業委員の数が過半数に達していますので、令和 3 年第 4 回階上町農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p>日程第 1、「会議録署名委員の指名について」を議題とします。</p> <p>会議録署名委員は、議長において、3 番 荒道委員、4 番 鹿原委員を指名します。</p> <p>日程第 2、「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日と決定します。</p> <p>これより、議事に入ります。</p> <p>日程第 3、報告第 3 号「農地の転用事実に関する照会について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第 3 号について朗読いたします。</p> <p><u>1 ページ</u>をお願いします。【議案朗読】</p> <p>報告第 3 号の詳細について説明いたします。</p> <p>本報告は、青森地方法務局八戸支局より昭和 56 年 8 月 28 日付け農林水産構造改善局長通知に基づき、依頼の日から 2 週間以内に回答することとされておりますので、局長において報告したことについて農業委員会に報告するものです。</p> <p>番号 3 の詳細ですが、本農地は平成 11 年に建設されたマンションの駐車場用地内に含まれており、当時台形上の土地に建築した際に駐車場を建物に対し平行に建設したことから用地外にはみ出した施工となっていたものです。マンションは築 20 年以上経過しており現状復旧命令は行わないとして現況を非農地 住宅として報告したものです。</p> <p>次に番号 4 ですが、これまで町道から奥の水田に作業に行くための</p>

	<p>通路として農地の一部を利用していましたが、今回水田の一部を太陽光発電事業者に売却したことにより通路を利用する目的が農業以外にも発生することとなり、他の第三者も通行できる公衆用道路として整備するため地目変更申請となったもので、以前より耕作用の作業道として利用していたことから現状復旧命令には当たらないとして、現況を非農地 公衆道路として報告したものです。</p> <p>次に番号5ですが、本農地は番号4で説明した太陽光発電事業に利用する通路部分として分筆したもので令和2年に太陽光システムを設置するための第5条申請に含め転用許可されているもので、当時の地目は雑種地への転用でしたが、先程の番号4の所有者と協議の結果いずれの関係者が通行しても支障のない公衆用道路として地目変更することとして地目変更登記の申請がなされたもので、当農業委員会としては転用許可済みの案件であり太陽光発電事業への転用も実施済みとなっていることから問題はないものと判断し、現況を非農地 公衆道路として報告したものでございます。</p> <p>次に番号6ですが、本農地は番号4、5で説明した太陽光発電事業の太陽光システム設置場所であり、第5条申請により地目は雑種地へ転用許可されているもので、当農業委員会としては転用許可済みの案件であり問題はないものと判断し、現況を非農地 雑種地として報告したものです。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、番号3の地区担当の森推進員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>3月25日午後4時ごろ、前局長、会長、郷州委員、私とで現地確認をしました。詳細は次長の説明のとおりですけれど、すでに駐車場、自転車置き場が建っていてこれは非農地しかないのではないかと見受けられました。よろしくをお願いします。</p>
議 長 委 員	<p>ありがとうございました。次に番号4、5、6の地区担当の糸坪推進員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>4月5日午後1時45分ごろ、会長、局長、次長、濱谷委員、私の5名で現地確認をしました。詳細は事務局の説明のとおりですので、ご審議よろしくをお願いします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(「質問なし」との声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、報告第3号の件を終了いたします。 日程第4、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」の件を議題といたします。 事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>報告第4号</u>について朗読いたします。 <u>3ページ</u>をお願いします。【議案朗読】</p> <p>報告第4号の詳細について説明いたします。 本案は、農地法第3条により使用貸借していた農地について双方の合意に基づき使用貸借の期間の満了をもって解約することとしたので、農地法第18条第6項の規定による通知書を作成し農業委員会に届出があったもので、その受理したことについて直近の農業委員会に報告するものです。なお、農地法第3条による貸借についてはその期間満了日の6月以上前に解約の申し出がない場合には農地法第17条の規定により自動的に同等の契約が更新されたこととみなすことができることとされているので必ず解約書の作成が必要となるものです。ちなみに使用貸借契約及び農業経営基盤強化法及び中間管理法による貸借契約については第17条の適用が除外されているので期間満了と同時に契約は解除となります。また今回届出のあった農地については町が小舟渡集会所を整備用地として令和2年4月18日付けで買収しており通常であれば5条転用申請となるところですが、農地法第4条第1項第8号に例外の規定があり集会施設は地方公共団体が土地収用法第3条第1項第32号に該当することから転用申請が不要となっておりますのでお知らせしておきます。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について質疑にある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(「質問なし」との声あり)</p>

議 長	<p>無いようですので、報告第 4 号の件を終了いたします。</p> <p>それでは報告第 4 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を終了します。</p> <p>日程第 5、議案第 9 号「階上町農業委員会事務局職員の任免について」の件を議題とします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>議案第 9 号</u>について朗読いたします。</p> <p><u>4 ページ</u>をお願いします。【議案朗読】</p> <p>議案第 9 号の詳細について説明いたします。</p> <p>今回の異動により、引敷林産業振興課長が農業委員会事務局長を兼務することとなり、森が事務局次長を兼務することとなりますが、農業委員会としての機能は変わりなくみなさまにはこれまでどおりの活動をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で議案の朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>無いようですので、採決します。議案第 9 号「階上町農業委員会事務局職員の任免について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 9 号「階上町農業委員会事務局職員の任免について」の件は原案のとおり承認します。</p> <p>日程第 6、議案第 10 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>議案第 10 号</u>について朗読いたします。</p> <p><u>6 ページ</u>をお願いします。【議案朗読】</p> <p>議案第 10 号の詳細について説明いたします。</p> <p>借受人が貸渡人から使用貸借により 5 年間借り受けるものです。借</p>

	<p>受人は現在町内4カ所に農地を借受け、ねぎやにんにくを作付けしており、新規就農者として今後も業務拡張していくものです。今後とも善良な農地の活用が見込めると考えることから、農地法第3条第2項各号の規定には該当しないと判断でき、許可相当とするものです。</p> <p>以上で議案の朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の糸坪推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>4月5日午後2時ごろ、会長、局長、次長、荒道委員、借受人と私の6名で現地を確認しました。借受人によるとねぎの作付をするとのこと。詳細については、先ほどの次長の説明のとおりですので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(「質問なし」との声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので採決します。議案第10号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第10号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件は原案のとおり承認します。</p> <p>次に日程第7、議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>議案第11号</u>について朗読いたします。</p> <p><u>7ページ</u>をお願いします。【議案朗読】</p> <p>議案第11号の詳細について説明いたします。</p> <p>番号14及び15、16についてですが、申請人がそれぞれ所有者から</p>

	<p>水田の使用貸借し転作大豆等を作付けするもので、これまでも近隣の農地を借り受けて転作大豆を作付けしていることから本農地も具体的な管理が見込まれるものです。いずれの案件につきましても町内の優良農家が経営規模拡大の目的で行うものですので許可相当と考えます。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(「質問なし」との声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので採決します。議案第 11 号「農用地利用集積計画の決定について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 11 号「農用地利用集積計画の決定について」の件は原案のとおり決定し、階上町長に回答します。</p> <p>これにて本会に付議された全案件が終了しました。</p> <p>以上をもちまして、令和 3 年第 4 回階上町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>修礼を行います。</p> <p>礼。 直れ。 ご着席ください。</p> <p>令和 3 年 4 月 12 日</p> <p>議事録署名者 議 長 <u>横 道 文 男</u></p> <p>3 番 <u>荒 道 秀 雄</u></p> <p>4 番 <u>鹿 原 仁</u></p>